6 保育所、認定こども園(2・3号)入所の指数表

申込が多く全員が入所できない場合、入所運用基準に基づき、その家庭を指数化し優先度の高い児童から入園になります。なお、そのときに漏れた方は、第2希望以降で調整します。

大分類	中分類	小分類		
保育必要理由	外勤・自営業・農業・内職		170時間以上	1 0
		1ヶ月 あたりの 労働時間	140時間以上170時間未満	9
			120時間以上140時間未満	8
			100時間以上120時間未満	7
			8 0 時間以上 1 0 0 時間未満	6
			6 4 時間以上 8 0 時間未満	5
			48時間以上 64時間未満	4
	母親の妊娠・出産			7
	疾病・障害	入院または 重度の障害	おおむね1ヶ月以上の入院または 重度の障害(身障手帳1・2級)	1 0
		自宅療養 または 軽度の障害	常時臥床 おおむね1ヶ月	8
			精神・結核 6ヶ月以上の要加療安静	7
			一般療養 1ヶ月以上の要加療安静	6
			身障手帳 3・4級	6
	介護・看護	看護	入院の付き添い(おおむね1ヶ月以上)	8
			重度障害者(1・2級)	8
		介護	寝たきりの者	8
		その他の者の看護・介護		6
	災害復旧	火災・風水害の復旧にあたる場合		1 0
	求職活動			3
	就学	就労にな		
	虐待・DV			1 0
	ひとり親家庭			1 2
	虐待・DVの相談			5
 優先利用事由	生活保護世帯			1 0
	生活中心者の失業			7
	障害児	身体に障害を持つ児童		5
	兄弟同時利用・一号在園児			2
	小規模保育等卒園児			1 0
	町内認可保育施設での勤務	1ヶ月の 勤務時間	120時間以上	1 2
			48時間以上120時間未満	8
調整事項	同居(祖父母)の無職	65~69歳		- 1
	同居(祖父母)の無職	6 5 歳未満		- 2
	内職			- 1
	利用者負担額の滞納	正当な理由なく、利用者負担額を滞納している場合 (卒園児、退園児を含む)		- 8

※「保育必要理由」「優先理由事由」「調整事項」の合計点数が同点の場合、下記により優先順を総合的に判断

事項	適用			
就労状況等	就労中の世帯は、就労予定者のいる世帯より優先される			
	単身赴任の場合 (町内に単身赴任者の住民票がない場合、かつ、就労証明者等で勤務地の確認ができる場合)			
ひとり親世帯	ひとり親世帯、又はこれに準ずる世帯(父母が別居中かつ離婚調停中)で町内に祖父母がいない場合			
祖父母等の状況	保育可能な親族(祖父母等)がいない世帯は、親族(祖父母等)のいる世帯より優先される			
その他	送迎の手段が徒歩、又は自転車等(自動車以外)に限られる世帯は、その他の世帯より優先される			
	年長児や第3子等、その他の保育の必要性に関する調整が適当である場合			